

令和5年9月4日

一般社団法人広島県資源循環協会代表理事 様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る電子申請について（依頼）

県の廃棄物処理行政の推進につきましては、平素から御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて令和5年10月1日より、別紙のとおり産業廃棄物収集運搬業の新規・更新許可申請（優良認定、PCB 廃棄物を含むもの及び積替保管を含むものを除く）について、県所管の事業者の方からの電子申請が可能となります。

については、貴会員に対して周知をお願いするとともに、電子申請の活用についてよろしくをお願いします。

具体的な手続きについては、県ホームページに掲載しますので御覧ください。

なお、この収集運搬業の許可に係る電子申請は、代理人（行政書士）による申請が可能となりますので、重ねて御承知ください。

おって、これまで電子申請で受け付けていた収集運搬業の変更届（車両の増廃車に限る）についても、同年10月1日より、代理人（行政書士）による提出が可能となりますので、申し添えます。

（県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-shinsei-shinsei-top.html#kyoka>

※ なお、このアドレス先での電子申請は令和5年10月1日から可能となりますので、御承知ください。

担当 適正処理グループ
電話 082-513-2963
(担当者 重野)

産業廃棄物収集運搬業に係る電子申請について

広島県では、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（優良認定、PCB廃棄物を含むもの及び積替保管を含むものを除く）に係る許可申請の電子申請が、令和5年10月から県管轄分のすべての事業者の方で可能となりました。

※ なお、インターネットバンキング又はペイジー対応ATMを利用した手数料の電子納付が必要です。

①申請方法（※詳細は「操作マニュアル（申請者用）」を確認ください。）

(1) 次のアドレスから電子申請システムへアクセスしてください。※代理人(行政書士)による申請も可能です

【産業廃棄物新規許可申請】

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13891

【産業廃棄物更新許可申請】

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14535

【特別管理産業廃棄物新規許可申請】

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14534

【特別管理産業廃棄物更新許可申請】

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14537

注 上記申請は、全て利用者登録が必要になります。利用者登録がお済みでない方は下記リンクから電子申請システムにアクセスし、画面右上の「利用者登録」から登録を行ってください。

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類をアップロードしてください。

注1 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。

2 添付書類が多いため、予め添付書類を準備してから、手続きを開始してください。

3 様式は県 HP（普通・特管）よりダウンロードしてください。

4 先行許可証の原本及び現に所持している当該申請に係る許可証は郵送又は窓口への持参により提出してください。先行許可証は確認後、直ちに返却しますので、郵送の場合は、返信用封筒（レターパック又は460円切手貼付）を同封してください。

(3) 申請書類に不備がある場合は、メール等で連絡しますので、システムから修正してください。

(4) 補正事項がなければ、県から利用者登録したメールアドレス宛てに受理通知メールが届きます。メールの指示に従って、手数料を電子納付してください。

注 インターネットバンキング又はペイジー対応ATMを利用した手数料の払い込み操作が必要です。下記リンクとご自身の支払い環境等を事前に確認してから、手続きを開始してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-payeasy.html>

(5) 審査の結果、適合と判断した場合は返信用封筒又は窓口により許可証を交付します。

（郵送による交付を希望される場合）

○ 宛先を記入した返信用封筒（レターパック又は460円切手貼付）が必要になりますので、許可証の交付までに管轄窓口へ送付してください。

○ 先行許可証を利用する場合は、先行許可証を送付する封筒に、「先行許可証の返信用封筒」と「許可証の返信用封筒」を同封してください。（※レターパック又は返信用封筒（460円切手貼付）を同封）

②注意事項

重要（※よく内容を確認してください）

◆ **手数料納付日が申請受付日となるため、余裕を持って申請してください。**

（※更新許可申請は、許可有効年月日までに申請手数料が納付されない場合、許可が失効します。）

（※更新許可申請の受付期間は、許可有効年月日の20日前以前です。）

（※講習修了証及び公的機関発行書類は、手数料納付日時点で有効期限内のものがが必要です。申込時点で有効期限まで20日を切る書類がある場合は、再発行又は直接担当窓口まで書面申請してください。）

◆ 許可有効年月日の2か月前以前に更新許可申請が行われた場合は、更新の許可処分をした日を次の有効期間の起算日とするため、従来の許可の有効期限が短くなります。

◆ 受付印を押印した申請書の写しの交付は行いませんが、申込内容照会から現状を確認できます。

◆ 手数料納付後の申請手数料の返還はできません。

◆ 「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」を参照してください。

③手続きの流れ

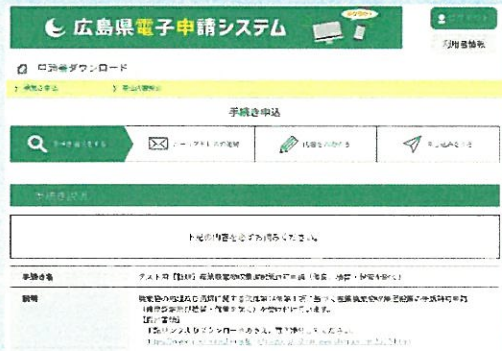
【利用者登録（事前準備）】

電子申請システムのトップページにアクセスし、「利用者登録」からアカウントを作成する。
 (※既にアカウントをお持ちの方は【申請手続】へ)



【申請手続】

①県のホームページから申込ページにアクセスする。



②画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類一式をアップロードする。



③担当窓口で申請書類の事前審査を行います。
 補正事項がなければ、受理通知メールが届きます。



【申請手数料納付】へ

※ 申請手数料納付は、担当窓口から「受理通知メール」が届いた後でなければ、納付手続には進めません。

【申請手数料納付】

①電子申請システムにアクセスし、「申込内容照会」から、該当の申請を照会する。(ログインしていない場合は、「整理番号」「パスワード」を入力する。)



②「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を確認する。

納付情報		目次ページ表示
収納機関番号	11001	【インターネットバンキング手数料は異なる場合があります。】
納付番号	90640204031600	
確認番号	491426	
納付区分	90011	
支払可能期間	2022年12月18日	
納付種別(請求)	速済システム	
納付内容(カネ)	レクワイアスト1	
納付額	¥1,000	
納付種別		
納付状況	まだいい ※納付の納付情報を確認する場合は、「最新データ確認」ボタンを押してください。	



③インターネットバンキング又はペイジー対応のATMから、納付手続を行う。



【手続完了】

- ※ 受理通知メールに記載の納付期限までに納付手続を行ってください。
- ※ 納付期限は、原則、受理通知メールの送信日から5営業日後です。
- ※ 手数料納付日が申請受付日となります。

④申請窓口・お問い合わせ

下記リンクの担当区域を管轄する事務所等まで申請・お問い合わせください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-shinsei-sanpai-madoguchi.html>